

平成29年6月29日

教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第6回定例会記録

◇開会年月日 平成29年6月29日（木曜日） 午後 3時02分開会
午後 4時52分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 長職務代行者	今井 多貴子 君
委員	遠藤 俊子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全推進 課 長 補 佐	千葉 正人 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長	武山 専太郎 君
複合文化施設 開設準備室 長	佐々木 淳 君	体育振興課 長	大森 和彦 君
体育振興課 主幹	星 雅俊 君	学校施設 整備室 長	佐々木 勇人 君
中央公民館 長	保原 恵美子 君	図書館 長	鈴木 のり子 君
牡鹿公民館 長	木村 義則 君	河南公民館 長	及川 伸悦 君
北上公民館 長	今野 浩 君		

◇書 記

教育総務課 補佐	星 憲 君	教育総務課 主幹	加藤 陽子 君
教育総務課 主幹	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・平成29年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

報告事項

報告第5号 専決処分の報告について

専決第7号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第8号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第2号）
（教育委員会の事務に係る部分）

専決第9号 損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について

審議事項

第28号議案 石巻市スポーツ推進計画案について

第29号議案 第2次石巻市生涯学習推進計画について

第30号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
※追加議案

第32号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示 ※追加議案

その他

午後 3時02分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまから平成29年第6回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、遠藤委員をお願いいたします。
よろしく申し上げます。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が3件、審議事項が3件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長からご説明をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、一般事務報告を行います。

各学校、6月下旬ということで1学期のまとめの時期に入ろうとしております。

桜坂高校の空手道部が宮城県高等学校総合体育大会の組手団体で優勝し、インターハイに出場することになっております。また、東北大会でも優勝し、大会3連覇を果たしまして、桜坂高校の名を残すことになりました。大変喜ばしいことであります。

次に、6月12日から27日まで、16日間で開催されました石巻市議会第2回定例会についてご報告いたします。

条例や一般会計補正予算は全て可決されました。詳しくはこの後の報告事項で行います。そ
の中で、1点説明、報告いたします。

損害賠償請求事件に係る訴訟の和解についてです。

この和解による補正予算及び議案を上程し、原案のとおり可決をいただきました。特に、環境教育委員会での質疑についてご報告申し上げます。

始めに、その事件の内容について、教諭が児童に対して行ったとされる体罰が要因で心的外傷後ストレス障害になったのかという質疑がありまして、体罰がその一因となっているという

認識があると答弁いたしております。

次に、児童の心のケアについて質疑があり、スクールカウンセラー等の派遣について検討を行ったが、病院治療に専念したいという保護者の意向があり、積極的な関与はできなかった旨答弁しております。

次に、今後の教育活動のあり方について質疑があり、指導する側の教職員は体罰を行ってはいけないということを理解した上で、子供たち一人一人に合った生活指導及び学習指導を学校全体で考えて教育活動を展開していく旨答弁しております。

以上が環境教育委員会での質疑、答弁の内容であります。議決をいただいたことによりまして、来月仙台地裁で開催されます和解協議で進めていきたいと考えております。

それ以外での環境教育委員会での主な質疑内容ですが、教育指導奨励費でのバス借りに上げについて質疑があり、本日資料配布しております宮城の子供たちをミュージカル支倉常長に招待する実行委員会の協力により、宮城県内の子供たち約1万人を無料招待されることに伴いまして、石巻市では小学校33校、中学校3校、合計2,460名が参加予定となり、バス輸送の借りに上げ料である旨、答弁しております。

また、歴史的人物を題材とした教育について質疑があり、小・中学校の社会科副読本で石巻を初め、先人の功績を紹介し、宮城の志教育を実践しており、このミュージカルの観劇もその教育の一貫として行うものである旨答弁しております。

次に、小学校施設維持管理費の予算内容で質疑があり、飯野川第二小学校の跡地利用として企業誘致を行う方針決定から老朽化の著しい体育館とプールを解体する旨答弁しております。

次に、スポーツ国際大会等機運醸成事業の内容について質疑があり、6事業を計画し、講師謝礼金等はオリンピックやトップアスリートを招聘する謝礼金である旨答弁しております。

また、21日からの一般質問では20名の議員から通告があり、教育関係は10名でありました。主な項目を報告いたします。

河南パークゴルフ場、それから植立山パークゴルフ場の整備事業についての質問がありました。それから、大川小学校事故に係る第三者委員会の対応についての質問がありました。石巻市におけるいじめの実態、未然防止策についての質問がございました。スポーツの事業展開について。それから、現在進めている学区の再編計画についての質問がありました。子育て支援として就学指導費及び発達障害の現状や対応についての質問がありました。

また、別の観点から就学支援の運用と改善について。学校トイレの洋式化についての質問がありました。それから、現在進めている複合文化施設から芸術文化振興策について。最後には、

持続可能な開発のための教育の現状と課題についてという質問がありました。

続いて、訴訟関係について報告します。

大川小学校関係です。

6月14日に仙台高裁で第3回口頭弁論が開かれております。平成22年度の小学校21校、大川中学校の危機管理マニュアルを証拠として提出を求められているところでもあります。来月7月19日に第4回口頭弁論が開かれますが、弁護士と協議して進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたら、お願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 今、一般質問の中でいじめの実態ということをお聞きしましたが、もう少し具体的にどのような説明でどんなことだったのか、議会のご意見、お聞きしたいです。というのも新聞で報道されていまして、具体的をお願いします。

○学校教育課長（平塚 隆君） それでは私からお答えさせていただきます。

ただいま手元に資料がございませんので、記憶をもとに回答させていただきます。先ほど教育長からいじめのという話がありましたが、議員さんからは石巻市のいじめの現状について教えてほしいというような内容でございました。

今年度、実は新聞等でも報道されていますが、非常に急増しているという部分についてご回答させていただきました。その中で、なぜ増えたのかという部分については、積極的な認知ということで文科省からもとにかくいじめという部分について積極的に認知をなさいという部分が子供たち、そして保護者、先生方に伝わっているという証しであると、決して件数が多いことが悪いことではないという認識を持って、ぜひいじめ防止に邁進してほしいという旨の通知がありまして、その部分が浸透した結果かなという部分でご回答させていただいたように記憶しております。

○委員（今井多貴子君） 積極的な認知ということでしたけれども、これは決して急増という浸透して積極的にという意味であって、具体的に各学校から増えている様子とかを校長会等いろいろな会議では別に大きな問題としては挙がってはきていないということによろしいですか。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 毎月、各学校から月例の報告の中でいじめの件数等について

報告をいただいています。そこの部分の計上、それを合計してまとめた数字と認識しているのですが、校長先生方もそのいじめが増えているという部分について、件数が増えているという部分については、私たちもとにかくないことが一番ですけれども、それはなかなか難しいということはわかっていますので、問題はとにかくいじめが起きてもしっかりと対応するという部分、それからいじめのない風土づくりに全力を挙げて取り組むという部分かなと校長先生方も認識して取り組んでいると、そのように私たちも押さえているところであります。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

平成29年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次に、平成29年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、平成29年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施についてご説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料1ページをご覧ください。

始めに、1、事業の概要及び目的についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」と規定されており、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。この規定に基づき、本市教育委員会の平成28年度の活動状況に関して、点検及び評価を実施するものであります。

次に、3の（1）点検評価の対象事業についてでございますが、今年度は平成28年度に実施した石巻市総合計画実施計画及び石巻市震災復興基本計画実施計画の掲載事業86事業の中から将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全・安心のため、重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で10事業、社会教育・保健体育分野で5事業の計15事業を選定いたしました。

対象事業につきましては、4ページ、5ページをご覧ください。

事業一覧表の点検評価対象欄H29に記載した黒丸が選定した15事業となります。

次に、1ページにお戻り願います。

(2) の点検評価の方法についてでございますが、選定した15事業については、担当課において事業調査票を作成し、平成28年度における取組実績及び成果の自己点検・評価を行います。この事業調査票をもとに学識経験者からの意見聴取を実施することとなります。

次に、2ページをご覧ください。

4の学識経験者の知見の活用についてでございますが、学識経験者につきましては、学校教育に関する学識経験を有する者と生涯学習に関する学識経験を有する者の2名を選定いたします。

次に、3ページをご覧ください。

ここからは、8の事業実施スケジュールに沿ってご説明申し上げます。

表の左側が教育委員会での審議等、右側が事務手続等となっております。6月上旬、既に学識経験者の選考は行っております。各課への点検・評価、資料の作成を依頼しております。

6月下旬、本日でございますが、第6回定例会におきまして、点検・評価の概要の説明をさせていただきます。

7月中旬には、学識経験者からの意見聴取会を開催し、聴取会での意見を取りまとめ点検・評価報告書を作成いたします。教育委員の皆様には、報告書を事前に配布いたしまして、第7回定例会におきまして、報告書の内容についてご審議いただき、議会への提出及び公表についてご承認をいただく予定となっております。

9月には、点検・評価結果の公表として報告書を市議会に提出、市のホームページへの掲載、庁議へ報告を行って終了となります。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたらお願いいたします。
今井委員。

○委員（今井多貴子君） 学識経験者お二方をお願いしているんですが、その方々は去年と同じ方々でよろしいのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 学識経験を有する方といたしましては、学校教育に関しましては昨年度に引き続きまして、元石巻中学校校長でありました横澤昌憲様をお願いしております。生涯学習に関する学識経験者につきましては、本年度新しく元石巻市社会教育委員であります永沼紀男様をお願いしたところでございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

報告第5号 専決処分の報告について

専決第7号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に報告事項に入ります。

報告第5号 専決処分の報告についての専決第7号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、報告第5号 専決処分の報告についてのうち専決第7号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により6月5日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第2回定例会において6月27日付けで可決されております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、あわせて表紙番号3の条例新旧対照表2ページから5ページをご覧ください。

今回の改正は、第13条第1項の分館を規定している表から石巻市石巻中央公民館住吉分館及び石巻市牡鹿公民館長渡分館の各項を削除するものであります。

次に、別表第2の1、桃生公民館檜崎分館の行中、「1 桃生公民館檜崎分館」を「桃生公民館檜崎分館」に改め、同表の2牡鹿公民館長渡分館の表を削除するものであります。

次に、附則であります。施行期日を平成29年7月1日とするものであります。ただし、石巻市牡鹿公民館長渡分館につきましては、平成29年8月1日から施行するものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して質疑等ございましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

専決第8号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会の事務に係る事務に係る部分）

○委員長（阿部邦英君） 特にございませんでしたら、次に入ります。

報告第5号 専決処分の報告についての専決第8号 平成29年度石巻市一般会計補正予算(第2号) (教育委員会の事務に係る部分) について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長(佐々木貞義君) それでは、報告第5号 専決処分の報告についてのうち、専決第8号 平成29年度石巻市一般会計補正予算(第2号) (教育委員会の事務に係る部分) についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により6月5日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、6月27日付けで石巻市議会第2回定例会において可決されております。

それでは、別表1の1ページから3ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ4億4,597万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,678万1,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、14ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費に2,824万円を計上しておりますが、これは損害賠償請求事件に係る訴訟の和解に要する経費を措置したものでございます。

次に、16ページ、10款1項3目教育指導奨励費の1、教育指導奨励費に700万円を計上しておりますが、これは仙台市内で行われるミュージカルに招待された小・中学生の送迎に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、実践的安全教育総合支援事業費に200万円を計上しておりますが、これは県からの委託により実施する防災・防犯及び交通安全教育に要する経費を措置したものでございます。

次に、18ページ、2項1目学校管理費に6,500万円を計上しておりますが、これは旧飯野川第二小学校の屋内運動場及び水泳プールの解体に要する経費を措置したものでございます。

次に、20ページ、7項1目保健体育費の1、スポーツ国際大会等機運醸成事業費に640万円を計上しておりますが、これはラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの機運を高めるイベントに要する経費などを措置したものでございます。

次に、2、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費に30万円を計上しておりますが、これは県からの委託により実施するオリンピック・パラリンピック教育に要す

る経費を措置したものでございます。

次に、3目学校給食費に1億2,500万円を計上しておりますが、これは旧石巻西学校給食センターの解体工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、8目東日本大震災関係費に2,000万円を計上しておりますが、これは雄勝地区の体育館やグラウンドなどの再建に要する経費を措置したものでございます。

次に、22ページ、11款3項2目社会教育施設災害復旧費の1、雄勝公民館災害復旧費に3,900万円を、2、荻浜公民館災害復旧費に6,603万円を、24ページ、4項2目その他公共施設災害復旧費に8,700万円を計上しておりますが、これらは荻浜地区、雄勝地区における教育施設の災害復旧に要する経費を措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、26ページをご覧ください。

荻浜公民館災害復旧事業につきましては、建設工事に12か月を要し、年度内に完成しないため、2か年の継続費を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

15款3項5目教育費県委託金に230万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました各種事務事業に対する県委託金を措置したものでございます。

次に、6ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金に45万9,000円を計上しておりますが、これは学校教育のための寄附金として申出のありました寄附金を措置したものでございます。

次に、8ページ、18款1項9目東日本大震災復興交付金基金繰入金に1,600万円を計上しておりますが、これは雄勝地区体育施設整備事業に係る財源の一部として措置したものでございます。

次に、10ページ、20款4項3目雑入に1,571万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました訴訟の和解に係る諸収入を措置したものでございます。

次に、12ページ、21款1項8目教育債に1億8,040万円を計上しておりますが、これは各種施設解体工事に係る財源の一部として地方債を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質問ありましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

専決第9号 損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次に、報告第5号 専決処分の報告につ

いての専決第9号 損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について報告を受けたいと思います。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

専決第9号につきましては、個人情報にかかわることにつき、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、異議がございませんので、専決第9号の報告は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方々はご退席をお願いいたします。

(秘密会開催)

第28号議案 石巻市スポーツ推進計画案について

○委員長(阿部邦英君) それでは、次に、審議事項に入りたいと思います。

第28号議案 石巻市スポーツ推進計画案についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

○体育振興課長(大森和彦君) ただいま、上程されました第28号議案 石巻市スポーツ推進計画案について体育振興課の星からご説明させていただきます。

○委員長(阿部邦英君) お願いいたします。

○体育振興課主幹(星 雅俊君) ただいま上程されました第28号議案の石巻市スポーツ推進計画案についてご説明申し上げます。

表紙番号1の7ページ、あわせまして別冊2の石巻市スポーツ推進計画案をご覧ください。

まず、計画案の内容を説明する前に、計画案策定に至るまでの経過について口頭で説明申し上げます。

計画案策定は、当該関係課で組織するスポーツ推進計画策定検討委員会を昨年8月に立ち上げ、また、スポーツに関する市民アンケート調査結果を踏まえ、計4回の会議を行っており、取りまとめた案を今年3月のスポーツ推進審議会に諮問し、教育長への答申を受けたところでございます。

それでは、基本計画案の内容について説明申し上げます。

別冊2の目次をご覧ください。

計画案は、第1章から第4章までで構成されており、第1章は、計画の目的や理念、計画期

間などについて。第2章は、本市のスポーツの現状について。第3章は、計画の基本施策と方向性について。第4章は、計画の推進について記されております。

それでは、1ページから6ページ、第1章の計画策定に当たってについてですが、1、計画策定の目的としましては、平成23年3月11日の東日本大震災により本市並びに市民は甚大な被害を受け、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しました。

また、国においては昭和36年に制定したスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正を行い、平成23年6月にスポーツ基本法として公布し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるという基本理念のもと、平成24年3月にスポーツ基本計画を策定しております。

これらを踏まえて、本市においても市民のスポーツにおける現状と課題を把握した上で、市民がスポーツを通じて豊かな生活を営むことができる社会の実現に向け、指針となる計画を策定するものです。

2、計画の位置付けとしましては、スポーツ基本法第10条に基づき、スポーツを総合的かつ計画的に推進するため、国及び県の計画と整合を図りながら、地方スポーツ推進計画として策定するものです。

次に、3ページをご覧ください。

3、計画の基本理念としては、スポーツへの多様なかかわりを通じて地域社会のきずなづくりや生涯にわたって心豊かで元気な生活を目指すため、スポーツで心と体を健康に～スポーツのまち石巻～としております。

次に、4ページから6ページをご覧ください。

4、計画の期間は、国の計画期間の考え方を踏まえ、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、進捗状況や社会情勢の変化、スポーツをめぐる環境の変化に応じ必要な見直しをすることとしております。

5、スポーツの意義と役割としましては、改めてスポーツの持つ意義、役割を4項目に整理し、地域コミュニティの醸成、青少年の健全育成、地域経済・医療保健への寄与、国際友好・親善への貢献が大事な役割となるとしております。

また、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合うスポーツ文化の醸成を目指すとともに、スポーツをする、見る、支える(育てる)ことも重要であると考えております。

次に、7ページから19ページをご覧ください。

第2章の本市スポーツの現状についてでございますが、1のスポーツを取り巻く環境の変化

においては、（１）東日本大震災の影響、（２）情報通信技術（ＩＣＴ）の発展、（３）スポーツ健康にかかわる領域の広がり、（４）スポーツによるまちづくり、（５）本市の現状と市民の健康状況について記載しております。

その内容としましては、８ページから16ページをご覧ください。

まず、（１）東日本大震災の影響につきましては、学校施設やスポーツ施設の被害を受け、その影響は長期化にわたっており、学校における体育活動や運動機会の減少が子供たちの体力低下を招いております。今後もスポーツが大きな精神力となり復興への重要な役割を担っていくものと考えております。

（２）情報通信技術（ＩＣＴ）の発展につきましては、インターネットの普及によりスポーツにおいてメディアに取り上げられる機会がふえ、見るスポーツの価値や需要が高まっています。今後、スポーツ情報をより正確に早く提供できるシステム構築が求められております。

（３）スポーツと健康にかかわる領域の広がりにつきましては、仕事や子育てを終えた後の第２の人生に対する関心の高まり、生活習慣病に対する不安などから健康意識がますます高まっております。医療、介護、健康関連食品、健康機器、民間フィットネスクラブの市場拡大など、消費行動やライフスタイルに影響しております。

（４）スポーツによるまちづくりにつきましては、国では平成23年スポーツツーリズム推進基本方針を策定、スポーツイベントを通じて旅行客の増加を図り、観光振興や町の活性化に結びつける事例が増えております。

（５）本市の現状と市民の健康状況につきましては、①総人口は年々減少傾向にあり、震災前、平成22年と比較し、平成28年は約1万5,000人の減となっております。少子高齢化も進んでおります。

②出生数は、毎年1,000人程度でほぼ横ばいで推移しております。

③平均寿命と健康寿命は、平均寿命が男性80.03歳、女性86.58歳、健康寿命は男性が77.84歳、女性83.56歳とともに宮城県を下回っております。

④生活習慣病の増加につきましては、三大生活習慣病の悪性腫瘍、心疾患、脳血管疾患の死亡率で全て国・県の死亡率を上回っております。

⑤肥満者とメタボリックシンドロームの状況につきましては、本市の平成27年度で県内35市町村の上位となっております。

⑥全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果につきましては、握力は全国平均を上回ったものの、ほかの種目は全国、宮城県平均をほぼ下回っている状況です。

⑦肥満傾向児の出現率につきましては、一部間違いがあります。恐れ入りますが、15ページ1行目の「平成24年」を「平成27年」に訂正方お願いいたします。大変失礼いたしました。

平成27年度の小学生の肥満傾向児の出現率は、各学年とも全国、宮城県をほぼ上回っている状況です。

次に、17ページから19ページをご覧ください。

2の市民の運動・スポーツ活動の実態につきましては、(1)スポーツ関連団体、(2)スポーツライフの実態について記載しております。

(1)スポーツ関連団体につきましては、NPO法人石巻市体育協会に加盟する競技団体の加盟数を記載しております。

(2)スポーツライフの実態では、スポーツに関するアンケート調査の結果を記載しております。

次に、21ページから29ページをご覧ください。

第3章、計画の基本施策と方向についてですが、基本施策の1、生涯にわたるスポーツ活動の推進では、3つの施策方向を掲げており、1つ目の施策方向は、①子供のスポーツ活動機会の充実とし、推進項目として子供の基本的生活習慣の確認についての意識啓発など5項目を挙げております。

2つ目の施策方向は、②ライフステージに応じたスポーツに親しむ活動の推進とし、推進項目として日常生活における運動習慣定着化の推進など7項目を挙げております。

3つ目の施策方向は、③スポーツを通じた青少年の健全育成とし、推進項目としてスポーツ少年団活動と指導者や母集団への支援など3項目を挙げております。

次に、25ページ、基本施策2の競技力の向上に向けたスポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備では、3つの施策方向を掲げており、27ページの1つ目の施策方向は、①競技スポーツの推進とし、推進項目としてスポーツ大会参加の支援などの9項目を挙げております。

2つ目の施策方向は、②体育協会への支援と協会組織の充実とし、推進項目として体育協会加盟団体への育成指導などの4項目を挙げております。

3つ目の施策方向は、③スポーツ指導者の養成と確保とし、推進項目としてすぐれた指導力を持った指導者の養成、確保などの4項目を挙げております。

次に、28ページの基本施策3のスポーツ活動を支える環境づくりの充実では、4つの施策方向を掲げており、1つ目の施策方向は、①地域のスポーツ環境の充実とし、推進項目としてスポーツ推進委員の資質向上への支援などの7項目を挙げております。

次に、29ページの2つ目の施策方向は、②総合型地域スポーツクラブの育成・推進とし、推進項目として広域スポーツセンターの体制整備などの3項目を挙げております。

3つ目の施策方向は、③スポーツ観光（スポーツツーリズム）の推進とし、推進項目としてスポーツ観戦機会の拡大などの5項目を挙げております。

4つ目の施策方向は、④スポーツにおける好循環の創出とし、推進項目としてプロスポーツや企業スポーツの地域貢献活動との連携によるスポーツ活動機会の充実などの5項目を挙げています。

最後になりますが、30ページから35ページをご覧ください。

第4章としまして、計画の推進についてですが、まず、1、計画の推進に向けてですが、子供たちのスポーツ活動機会の充実に当たって、学校や家庭、地域が一体となって取組を進めていくとともに、市民対象のスポーツに関するアンケートを定期的実施し、市民ニーズを把握し、また、石巻市スポーツ推進審議会に進捗状況を点検し、改善を図っていきます。

次に、2、計画の推進における役割につきましては、市はもとより住民やスポーツ団体、企業などのそれぞれの役割分担の考え方をまとめています。

次に、36ページをご覧ください。

3、到達目標の設定につきましては、計画を確実に進めるため5つの具体的な目標を定めています。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、本日、このスポーツ推進計画案を決定していただき、その後、パブリックコメントを実施した上でスポーツ推進計画を策定することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） スポーツの意義と役割は重々わかっておりますが、私も理解しているし、大変重要だというのはわかっています。前にも言ったかもしれないんですが、スポ少とか小・中の部活に関して何か行き過ぎな指導とか活動のやり過ぎのようなことが多く見受けられます。一つは外部コーチの問題。スポ少などは外部コーチが指導していて、指導力があって試合には勝てるんだけど、それ以外のこと、例えば言うことを聞かないと試合に出さないぞというような指導だったりとか、人間としてどうなのみたいな、教育的にどうなのみたいな方

が指導なさっていたりとか、でも親は子供を試合に出したいから文句も言えないし、やめさせるわけにもいかないというような話を聞くんですね。

そういう指導者の養成、すぐれた指導力を持った指導者の養成というのが技術的にうまくとか強くするのがすぐれた指導者なのかという、それだけじゃないと思うので、その人間的な部分も含めてきちんと、市で管理するわけじゃないでしょうけれども、そこら辺を体育協会だったりとかスポ少の関連団体にきちんと、特に小・中学校相手のスポーツに関しては教育的な配慮というのが必ず必要だと思うので、例えばその中でいじめが起こったりとか、仲間外れ、試合の中でパスをもらえないとか、そういうことがあったりとかということがああるし、スポ少や部活の子供たちの中からもこのような問題をよく聞くんですね。そこら辺はきちんと指導者が見ているのかどうなのかという課題。

それから、あとスポーツ障害という部分ですけれども、やはり試合中心主義の部活になっているので、体がきちんとできていないのに毎週土日は練習試合、練習試合みたいな部活をやっているんで、膝壊したり、肘壊したりしている、特に成長期の子供たちなので多いんですよ、腰だったり。そこもきちんと、どうも勝利至上主義というような方向に行きがちなので、きちんとその辺をもう少し、スポーツ振興はいいんですけども、よく本質を考えて進めていっていただきたいなと思います。

○委員（今井多貴子君） 同感です。うちの地区も出ています。全く同じ杉山委員の意見と同じトラブルないし不満、それから子供たちの中からも出てきているというのは、本当に私と杉山委員の住んでいる地区は違うんですけども、杉山委員の言ったとおりのことがうちの地区でも起きています。

さっきの学力との問題というの絡みが出てきます、小・中学校は。それで学力が全般的に石巻は低いということを言っているその裏に、その先ほど杉山さんがおっしゃった土日の練習、朝から晩までいるんですよ。そんなスポーツなんて聞いたことないですね。押さえているんですね。それが部活動、それで成績云々かんぬんと言ったって、それは無理な話でやり方にすごく問題があるんじゃないかというのは、今、杉山委員の問題と絡めて、やはり不満が出ているというのは、子供からも親からも出ています。

それから、実際に小学校の子供たちが行き過ぎて、股関節を痛めてしまってできなくなっているというの、もちろん聞いていますし、身近にもいました。その辺の指導ですね、やはり指導者に対する指導が必要なんじゃないかと思われるんです。

○委員長（阿部邦英君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 中学校の部活に関して、先生方の労働時間の関係で週に1回は休みに、部活動はなしにしましょうという動きになっていると今、思うんですけども、実際、先生方も大変なのもわかるんです、私も。実際問題、子供たちも大変だと思うんですよ。休みなしで毎日毎週、だからその週1回部活なしにしましょうというのは、本当に徹底して努力目標じゃなくて、必ず休みにさせましょうというくらいのことやらないと、先生も子供も何か大変なんじゃないかと思います。

○委員長（阿部邦英君） 今、お二人の委員から出たようなこと、今後とも継続して留意していく必要があるのかなと思いますので、よろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。この件については、スポ少、学校の特別クラブ、小学校の野球とか、あと陸上とかサッカーとか、そういうのがスポ少に移行する平成の初めのころですね、平成7年ごろまではこういったスポーツ指導者をきちんと教育していきましょうということで、いわゆるよい指導者、今、両委員が言ったようないわゆる勝負だけにこだわらないで、子供たちも喜んで取り組めるようなそういうすばらしい指導者を養成しましょう、ということで取り組んだ経緯があるんです。ですが、やはり落ちついてしまうと、そのいじめと同じように、指導者にそういった意識がなくなってくるとまたこういう問題が起きてくるんで、引き続き、毎年研修会の折にご指導いただければありがたいなと思います。ひとつよろしく願いいたします。

○委員（今井多貴子君） 1ついいですか。

○委員長（阿部邦英君） はい、お願いします。

○委員（今井多貴子君） 少し引っかけたんですけども、24ページの③の母（はは）集団ってどういう意味なのかお聞きしたいんですよ。

○教育長（境 直彦君） それは母（ぼ）集団ですね。スポーツ少年団の。

○委員（今井多貴子君） 母集団というのは、その母体という意味のほうですか。そうですね。母体のことを母集団というんですね。

○体育振興課長（大森和彦君） 今、教育長おっしゃられたように、スポーツ少年団の親の会です。親の会というか親の方々を母集団。お父さんもいますけれども、それを先ほど説明の際に、母（はは）集団と読み間違えてしまいましたけれども、母集団。

○委員（今井多貴子君） そうですね、母（はは）集団と言ったの。

○体育振興課長（大森和彦君） すみません、母（ぼ）集団です。

○委員長（阿部邦英君） それでは、第28号議案 石巻市スポーツ推進計画案について原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、第28号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

第29号議案 第2次石巻市生涯学習推進計画について

○委員長(阿部邦英君) 次に、第29号議案 第2次石巻市生涯学習推進計画についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長(武山専太郎君) ただいま上程されました第29号議案 第2次石巻市生涯学習推進計画についてご説明申し上げます。

石巻市生涯学習推進計画は、平成18年8月に策定した石巻市生涯学習基本構想の実現に向け、生涯学習推進のための具体的展開を図るため、平成20年12月に策定しておりますが、計画期間が平成28年度までとなっておりますことから、引き続き、市民の生涯学習活動の充実を図るため、第2次計画として内容を改定するものであります。

改定に当たっての基本的な考え方といたしましては、計画期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とし、各項目の重点評価施策事業について関係課等に照会の上、平成28年度の実績に基づき、5年後の平成33年度と10年後の平成38年度の目標値等の改定を基本としております。

なお、第2次計画策定に当たりましては、昨年度4回開催いたしました社会教育委員会議において内容を協議・検討していただいております。

それでは、内容を説明させていただきますので、別冊3の資料をご覧ください。

まず、表紙裏面の目次をご覧ください。

計画は、第1章から第4章までで構成されており、第1章は、策定の前提として生涯学習施策の基本的な考え方や推進計画の目的、位置付け、構成、期間、推進方策等について。第2章は、計画の到達目標と実現ステップについて。第3章は、施策の体系について。第4章は、新たな取組について記載しております。

また、資料として石巻市生涯学習推進計画図を掲載しております。

それでは、1ページをご覧ください。

第1章では、策定の前提～生涯学習基本構想の策定を踏まえて、として基本構想の実現に向け、生涯学習推進のための具体的展開を図るための計画であるとしております。また、第2次

計画策定に当たっては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けたことを考慮し、基本構想の「自分づくりがまちづくり 学んで創ろう いしのまき」という理念を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯学習の主役であり、自己実現のためだけでなく、地域の発展のために積極的に学び合う自分づくりにつながる学習環境を整備することとし、また、豊かな学び合いを通じて子供から高齢者まで互いに触れ合い、助け合いながら生活するとともに、地域の課題解決に向けて市民が自ら行動し、ずっと住みたいと思うことができる魅力的な地域づくりへとつながる生涯学習を推進するものとしております。

本市が目指す生涯学習としては、市民が主体的に学習活動を行う生涯学習、豊かな地域社会の形成に生かすことができる生涯学習としております。

次に、2ページをご覧ください。

生涯学習施策の基本的な考え方としては、市民の主体的な学習活動と市民の学習活動を通じた地域社会づくりを支援することとしております。総合計画との関連は図のとおりであり、生涯学習施策の展開としては主体的学習のための条件整備、ライフステージに応じた学習支援、ライフスタイルに応じた学習支援、地域に学び、地域に生かす仕組み、市民、各種団体などとの連携、協働による推進体制再構築の6つの施策としております。

次に、3ページの推進計画の目的は、初めにも述べましたが、基本構想に基づき市が目指す生涯学習の段階的な実現に向け、計画期間中に達成すべき生涯学習の姿とその実現に向けたより重点的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、基本構想が定める生涯学習施策の展開方針ごとの現状・課題とその解決に向けた推進方針を示して、具体的な方法を明らかにし、市が目指す生涯学習を実現していくことを目的としております。

推進計画の位置付けは、市の生涯学習関連施策・事業に関する総合的な計画であり、市で策定される諸計画との整合性が図られたものとし、計画の推進に当たっても、それらの計画との調整に留意するものとします。

個々の事業につきましては、現在行われている事業及び今後行う必要があると認められる事業としております。

計画の構成につきましては、計画目標と計画達成手順を実現ステップとして設定し、実現に向けては施策を体系化することにより、生涯学習関連施策の全体像を明らかにし、今後10年間で実施する各事業における到達目標を設定しております。

計画期間は、石巻市総合計画実施計画及び石巻市教育振興基本計画の計画期間との整合性を考慮し、5年間を一区切りとし、平成38年度までとしております。

計画の推進に当たっては、新しく組織された市民会議のいしのまき人財・地域創生会議を初め、市民、学校、企業、NPOなどさまざまな個人・団体との連携・協力のもとに推進していきます。

また、生涯学習施策の実施状況を毎年把握し、到達目標と実施状況とを比較するなど、多様な方法で評価を行い、いしのまき人財・地域創生会議等で寄せられた意見や要望を踏まえながら、状況の変化に適切に対応した事業を実施していくこととしております。

さらに、石巻市総合計画・基本計画・実施計画を初め、関連計画である石巻市スポーツ振興事本計画、石巻市文化・芸術振興基本方針、石巻市教育振興基本計画と相互補完しながら生涯学習の基盤づくりを進めていくこととしております。

また、いしのまき人財・地域創生会議と市の協働で石巻市民大学「まなび舎」を開校し、広く講座を公募しながら市民の要望に応え、身近な場所で学習できる場を提供していくこととしております。

次に、5ページをご覧ください。

第2章では、計画の到達目標と実現ステップについて記載しております。

到達目標は、1ページの下段に記載しております基本構想が定める石巻市が目指す生涯学習の実現に向け、推進計画の中で到達目標として設定しているものでございます。

6ページをご覧ください。

実現ステップは、個々の到達目標を達成していく推進手順を設定しております。それぞれの到達目標ごとにステップ1、ステップ2という2段階で設定し、個々のステップで行う必要がある具体的な施策・事業を重点項目として設定しております。

次に、11ページをご覧ください。

第3章の施策の体系につきましては、市が目指す生涯学習と到達目標の円滑な実現に向け、市が取り組むべき生涯学習関係施策・事業の全体像と実施方針を明らかにすることを目的にして生涯学習関連施策の体系化を行い、施策体系は大項目、中項目、小項目の3段階で分類しております。

大項目については3ページで説明いたしました基本構想が定める6つの生涯学習施策展開の方針をもとに施策の体系を設定し、それぞれの現状と課題を明らかにしております。中項目については、個々の大項目をさらに課題別に分類し、解決への方向性を示しております。小項目は、中項目を実現していくためのより具体的な施策を設定しており、各部局が実施する具体的な施策・事業は個々の小項目ごとに分類しております。

なお、各部局などが実施する具体的な施策・事業は平成28年度の時点で実施されている主な施策・事業及び平成28年度の時点では実施されていないが、小項目を実現していく上で今後実施していく必要があると想定される施策・事業としており、これについては（新）と表示しております。

また、組織名は該当の施策・事業を担当している組織名とし、主に行政主体の取組を黒丸で、市民主体の取組を白丸で、協働による取組を星印で分類し表示しております。

12ページから42ページには、6つの大項目ごとにそれぞれ中項目、小項目、そして主な施策・事業と重点評価施策・事業を関係各課等に照会の上、掲載しております。

また、重点評価施策・事業については、事業内容、評価指標、平成28年度の実績、平成33年度と平成38年度の目標を記載しております。

なお、主な施策・事業と重点評価施策・事業につきましては、当初計画の事業を基本としておりますが、現状に合わせての修正及び文言の整理を行うとともに、市の機構改革や関係団体の名称変更等に伴う修正を行っております。

次に、43ページをご覧ください。

第4章、新たな取り組みについてでございます。

新たな取り組みとして、石巻市民大学「まなび舎」、（仮称）地域づくり学習センター、いのまき人財・地域創生会議を設置することとしております。

それぞれについてご説明申し上げますので、44ページをご覧ください。

まず、石巻市民大学「まなび舎」についてであります。行政や他の公共機関で実施されている学級や講座を見直し、再編成して総合的に企画・運営する場とするものであります。市内には生涯学習に取り組むさまざまな団体があり、指導的立場の方々も数多く存在しております。今後、高齢者が増加する社会の生涯学習においては専門的知識を持つ市民も増え、そのキャリアを生かした学習機会の提供が可能になることから、市民の力を最大限に活用し、市民主体の学習機会の提供を進める仕組みとするものです。

施策の方向として、公募制での運営、原則有料制の運営、市民主体の運営、市民大学ネットワークの形成、人材の確保としており、これらの発生に向け推進することとしております。

次に、46ページをご覧ください。

（仮称）地域づくり学習センターについてでございます。

地域づくり学習センターについては、既存の公民館や公共施設等を活用して地域の生涯学習センターとして位置付けるものであり、生涯学習を通して市民一人一人が主体的に地域づくり

に参画し、自らの抱える課題と地域の課題を結びつけ、その解決の方法へと転換を図る場として設置するものであります。これまでの公民館機能を生かし、地域のコミュニティ機能を加えながら、市民活動、防災、祭り、子育てなどの多様な地域課題に取り組み、市民と行政が協働で解決していく仕組みと考えております。

施策の方向といたしまして、触れ合いと交流の場づくり、地域課題解決に向けての学習の場、地域づくりの実践と地域組織の再編成としております。

次に、49ページをご覧ください。

いしのまき人財・地域創生会議についてでございます。

本市における生涯学習推進の進捗状況の管理を行政、市民の協働で進めるため設置するものであり、メンバーを基本的には公募し自主的な運営を目指すものであります。生涯学習関係団体だけでなく、企業、NPO、学校などにも働きかけ、市民協働による生涯学習推進に向けた仕組みを目的として平成27年6月に設立したものであります。

今後は、多様な学びの機会の創出を通じて次世代のまちづくりを担うリーダー人材を発掘、育成するとともに地域の魅力を再発見し、地域課題の解決を図るため理想的な支援のあり方を検討していくこととしております。

施策の方向といたしましては、進捗状況に合わせた仕組みの整備、市民と行政の協働による運営、地域づくり人財の育成としております。

3つの新たな取り組みのうち、市民大学「まなび舎」につきましては昨年の7月に、いしのまき人財・地域創生会議につきましては、平成27年6月にそれぞれ設立済みであります。地域づくり学習センターのみが仮称となっておりますとおり、まだ設立にいたっておりません。

第2次計画の期間中におきまして実現できるよう推進してまいります。

51ページ以降は、構想図や体制図、生涯学習推進計画図となっております。

今後のスケジュールにつきましては、本日、この第2次生涯学習推進計画を決定いただき、ホームページ上で公開していく予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいま説明がございました第2次石巻市生涯学習推進計画につきましては、社会教育委員の会議でも審議されているということですが、質問等ありましたらお願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 44ページの石巻市民大学「まなび舎」の（2）の原則有料制の運営

というところなんです、このところに講座は受講者の受講料を基本に運営し、受講料は講師謝礼と市民大学運営費として市民大学の運営に充てていきますと書かれているんですが、前にいただいていた学び舎の講座一覧表を見ますと、受講料が無料というところがほとんどで、これを変えていくということなんでしょうか、1つは。

もう一つは、前々からかなりの受講料、月計算で1人5,000円を受け取っている方もいらっしゃる。これ同じ扱いなんでしょうか。これの%が当然出てくると思うんですね。無料でやっている方もいらっしゃる、片や、1人月謝として5,000円受け取る方もいらっしゃる。こういうところをどのように精査して、どのようにその講師謝礼と市民大学運営費とかに分けられるんでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） 市民大学「まなび舎」につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、もう既に設立済みでございまして、昨年度、それから今年度29年度版といたしまして、まなび舎の講座一覧表を毎戸に配布させていただいたところでございます。

44ページの原則有料制の運営ということで記載させておりますけれども、まなび舎につきましては、既に設立済みではございますけれども、まだまだ今後検討していく余地があると思いますか、検討していくべき項目もございます。その中の一つといたしまして、原則有料制の運営ということも検討事項ということになりますけれども、基本的には市民大学「まなび舎」の講座につきましては、受講者の受講料を基本に運営していただくと、それから、受講料は講師謝礼と運営費として運営に充てていくという基本的な計画とはなっておりますが、今現在そこまでは至っていないという状況でございまして、今後、まなび舎を運営していくためには、これらにつきましても検討してくと、検討の上、将来的にこういった形で進んでいきたいと考えております。

それから、講座一覧の中でほとんど無料となっていると、ただ、一部において何千円となっているという講座もございます。これにつきましては、昨年度も何名かの方からそういった問い合わせ等はいただいていたところでございます。人財・地域創生会議の中でもその辺につきまして検討はしたところがございますけれども、それぞれの講座においてこれは決定していただいているということもございますし、それから内容につきましては、人財・地域創生会議の中で検討していくと、講座を載せるか載せないかということも検討していくということでこのようにしたところがございますけれども、今年度におきましても無料というものがほとんどでございますが、一部においては月幾らということで徴収しているということもございますけれど

も、基本的にはそれらについても営利目的でなければいいのではないかということで、営利目的であれば当然問題はございますけれども、営利目的ではないだろうという判断で今回も掲載させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（今井多貴子君）　そうですね、営利目的という言葉が出てきましたけれども、営利目的でなくて、例えばここに学び舎の一覧表を持っているんですけども、合気道などは、月1人5,000円、合気道。何かほかに使うものがあるんだったら別ですけども。そしてもっと一生懸命やっという別な講座の方々が営利目的でない人がほとんどですけども、そういうふうには何か割り切れないものが、これは営利じゃないとする。月5,000円を営利じゃないとする意味がよくわからないです。

もしかしたら、公民館の使用料に引っかけたこないかなと一瞬思ったんです。使用料というのは、入場料がない場合はお金このぐらいですよ、入場料を取ったらこのぐらいになりますよ、私たちが借りますので、入場料を取った場合と取らない場合の違いというのは、もう百も承知でお借りしているんですけども、これはこの場合、例えば合気道が、これは例ですけども、月1人月謝として5,000円受け取るということは、これは入場料には当てはまらないですね、どこまで行っても。でも、関係ない、入場料とうたうかわないかこのくらい違うのかなという、何か割り切れないものがちょっとあったものですから、私たちは借りるときには確かな金額をお支払いしてお借りするんですね、公民館を、入場料取った場合ですね。取らない場合も使用料というのはもちろんお支払いするわけですけども、ちょっとこれ高額じゃないかなとちょっと思ったんです、ちょっと理由がよくわからないので、もし説明できる方がいらっしゃったら説明していただきたい。

○委員長（阿部邦英君）　次長、お願いします。

○事務局次長（佐藤徳郎君）　私も前生涯学習課長として立ち上げにかかわってきましたので、ご説明させていただきます。

そもそも、この市民大学というのは、従来公民館でやっていた講座、それから最近石巻ではまだまだ少ないんですけども、民間でやっているいわゆるカルチャースクールのようなもの、実はその辺の情報が一般の方になかなか浸透していないということで、しかもその公民館であっても、その地域、自分の住んでいる地域の公民館の講座情報があるけれども、他の地域の公民館の講座情報がないというようなことで、その辺のものを1つに学習情報をまとめて皆さんに提供しようというのがそもそもの始まりであります。

基本、現在公民館でやっている講座というものは、受講料無料と、講師謝礼が発生する場合は公民館が払うというようなことでやっけていまして、実際そのまなび舎の一覧に載せている講座のほとんどが公民館、現在のところほとんど公民館行事ということで無料のものが多くという現状です。

その月謝を受け取っているというのは、いわゆる従来やっていたお稽古事ですね、例えばこれまでも個人で教えていたりとか、例えば合気道とかも、その方が従来行っていたものを情報提供のためにまなび舎の講座一覧に載せてくださいというようなことで、それは必ずしも営利目的ということではなくて、例えばその時間が自分も労働に対する対価といいますか、自分のお稽古事の子供たちを教える場合にその分の月謝をいただくということで、必ずしも営利、いわゆるもうけようというような意図ではないというようなことでは理解しています。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君）　ということで、いいですか。

○委員（今井多貴子君）　なかなか難しいなと思ったのは、ここに今、44ページに原則有料制の運営ということが挙げられたので、その無料の方に月謝として受け取っている方と落差が大きいですね。それをどのようにこのまなび舎で、基本構想の中でこれから変えていくのかという大きな問題の一つになるんじゃないかなと一瞬、思ったものですから。今までずっと無料でやっけていらっしゃる方とちょうど折り合いをつけるのが難しいかしらと思ったり、ここにわざわざ運営ということに挙げてあったものですから、少しお聞きしました。ありがとうございました。

○事務局次長（佐藤徳郎君）　ちょっとよろしいですか、今の話で。

○委員長（阿部邦英君）　佐藤次長。

○事務局次長（佐藤徳郎君）　先ほどお話ししましたように、現在公民館でやっている講座は無料ということでやっけておりますけれども、これもその受益者負担と、その講座を受ける方が利益を受けるので、その全額じゃなくても一部を負担してもらって、その受益者負担という考え方もありまして、有料ということも検討できるかと思うんですけれども、基本的に公民館の講座等で受益者負担という場合に、じゃ、その講座を受ける人だけが利益を受けているのかと、例えば今高齢者が多くなって、高齢者がさまざまな講座に参加すると、そのことによって生きがいを見つけたり、健康を増進したりすることで、例えば福祉とか医療の分野でも費用が減るとか、行政として利益があるんじゃないかということで、受益者負担ということを考える場合には、それに参加している人だけが利益を受けるのではなくて、行政全体としてどのような利

益を受けるかというようなことを考えて検討していかなければならないと思いますので、この辺、確かに今のように財政が厳しくなってくると、公民館の使用料とか講座の受講料も徴収すべきだという、一方では議論は確かにあって、その方向に進んでいる自治体も多いと思うんですけども、その辺は慎重に検討していかなければならないと考えております。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君） それでは、第29号議案 第2次石巻市生涯学習推進計画について原案どおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第29号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

第30号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第30号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

○学校管理課長（三浦 司君） ただいま上程されました第30号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の9ページをご覧ください。

石巻市学校給食センター運営委員会は、石巻市学校給食センター条例第4条の規定により、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問機関として設置することとしており、同条第5条の規定により、委員は学識経験者、関係学校長、児童・生徒の保護者及び関係行政機関の代表者20名以内で組織し、教育委員会が委嘱することとなっております。

本案は、10ページの委員候補者名簿の選出区分のうち学識経験者につきましては、石巻市医師会、石巻歯科医師会、石巻薬剤師会から推薦いただいた3名でございます。関係学校長につきましては、石巻市立小中学校校長会から推薦いただきました小学校と中学校、それぞれの代表者4名ずつ計8名でございます。児童及び生徒の保護者につきましては、父母教師会から推薦いただきました小学校と中学校、それぞれの代表者4名ずつ8名でございます。

また、保健衛生その他関係行政機関の代表者につきましては、宮城県東部保健福祉事務所保健医療監兼石巻保健所長を選任し、本人から就任の承諾を得ましたので、合計20名の方々の委員委嘱について議決を得ようとするものでございます。

なお、石巻市学校給食センター条例第6条の規定により、委員の任期は平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただ今の説明に対してご質問等ございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、30号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきましては、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第30号議案については原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○委員長（阿部邦英君） ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示を追加して審議していただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を第31号議案、石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示を第32号議案として日程に追加いたします。

第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第32号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示

○委員長（阿部邦英君） なお、第31号議案及び第32号議案については、関連がございますので、一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第31号議案及び第32号議案については一括して審議いたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、ただいま一括上程されました第31号議案 石巻

市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第32号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成29年4月27日に開催の第4回教育委員会定例会において審議可決されました、石巻中央公民館住吉分館及び牡鹿公民館長渡分館の廃止に伴い、石巻市議会第2回定例会において石巻市公民館条例の一部を改正する条例が可決されましたことなどから、関係する規則、告示についてあわせて整理しようとするものでございます。

それでは、改正内容について順番にご説明申し上げます。

始めに、石巻市教育委員会組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたしますので、表紙番号4の1ページ、あわせて表紙番号5の規則等新旧対照表1ページをご覧ください。

第24条第1項の公民館の名称及び位置を規定している表から石巻市石巻中央公民館住吉分館、石巻市北上公民館女川分館及び石巻市牡鹿公民館長渡分館を削除するものでございます。

次に、石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示についてご説明いたしますので、表紙番号4の2ページ、あわせて表紙番号5の新旧対照表2ページをご覧ください。

この要綱につきましては、地域分館の名称及び対象区域を規定している別表から石巻市石巻中央公民館住吉分館及び石巻市牡鹿公民館長渡分館について削除し、河南地区の道的三軒谷地行政区が道的行政区と三軒谷地行政区に分区したことに伴い、地域分館についても分割する必要が生じたため、石巻市河南公民館鹿又道的三軒谷地分館を石巻市河南公民館鹿又道的分館及び石巻市河南公民館鹿又三軒谷地分館に改めるものでございます。これにより、地域分館数は改正前の111分館から110分館となります。

なお、附則であります、規則、告示とも施行期日を平成29年7月1日とするものであります。ただし、石巻市牡鹿公民館長渡分館については、平成29年8月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただ今の説明に対してご質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） なしという声がありましたので、ないようでしたら第31号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第32号議案 石巻市公民館地域分館活動要綱の一部を改正する告示は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ご異議ございませんので、第31号議案及び第32号議案については、原案のとおり可決をいたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） これで審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方から何かありましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） そのほか、課長方から。

教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 教育総務課からでございますが、本日お渡ししております大きな封筒の中に今年3月に策定いたしました石巻市教育振興基本計画ですが、印刷製本版ができましたので、配布してございますので、ご活用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） 学校安全推進課課長補佐。

○学校安全推進課長補佐（千葉正人君） 同じように、学校安全推進課も封筒の中に防災副読本を入れております。こちらは平成24年度から配布してございまして、28年度版に改訂したものを配布してあります。石巻市で作成したものにになりますので、ご覧いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（阿部邦英君） それでは、そのほかございせんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願ひいたします。

○事務局（星 憲君） 次回、7月の定例会につきましては、7月27日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 4時52分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 遠 藤 俊 子